広報 あみ
人と自然が織りなす，輝くまち
2021 No.719 2
令和３年
１月22日発行

成人おめでとうございます！

新成人の皆様へ

令和3年の輝かしい新春を迎え、新成人となられる皆様、誠におめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。また、ここまで立派にお育ていただきましたご家族の方々にも心よりお祝いを申し上げます。

皆さんは、夢や希望を胸に、決意を新たにされていることでしょう。これからは独立した立派な一人の大人として、常に自らの判断で行動し、それに応じた責任ある生き方、言動が求められることになります。その自覚を心に刻み、これからの人生を歩んで頂きたいと思います。

さて本年の成人式は、当町が1月5日に県から「感染拡大市町村」に位置づけられたことや他県の緊急事態宣言の発令が予想されたことなどから、皆様の「命」と「健康」を守り、感染リスクを避けるため、苦渋の決断を行い成人式を中止させていただきました。間近に迫った時期の急な判断に、新成人の皆様、そして何より楽しみにされていたご家族の方々には、心からお詫び申し上げます。また、呉服店や美容室など、関連する事業者の皆様にも重ねてお詫びいたしますとともに、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

新成人の皆様には、コロナ感染症の影響で想像もつかない状況下にあると思われます。しかし、皆様には自分を見失なうことなく、前を向いて力強く生活してほしいと思います。ふるさと阿見町は、「いつでも、いつまでも」皆様を温かくお迎えしています。そして、郷土阿見町のためにご尽力いただけることを、心からご期待申し上げます。どうか「若い力」で輝かしい未来に大きく飛躍することを祈念いたします。

令和3年1月吉日

阿見町長　千葉　繁

新成人の抱負

中学校在学当時、生徒会長としてご活躍された３人の新成人の皆さんの抱負を掲載します。

生涯学習課（中央公民館内）☎888-2526

下原望海さん（阿見中卒）

私たちは成人を迎えます。それは同時に責任ある立場になるということでもあります。

今井大輔さんという方の作品の中にこのような言葉があります。「20歳で自動的に大人に成れるのではない。20年生きたら大人に成れと社会が言っているのだ。」私たちは、ここ数十年の間で最も変化の大きい時代に成人の節目を迎えます。日々の暮らし方、人と人との距離までもが変化していく中で、一人一人の自覚ある行動が社会の在り方を変えるということを良くも悪くも実感できる時代に、「大人」としてどうあるべきか、正しい行動とはなにかということを考えることが大切なことだと私は思います。今後、日本社会、ひいては世界がどう変わっていくかは誰にも分りません。しかし、私たち全員がこの社会を支える一員だという自覚を持ち、ともに成長し活躍できることを願っております。

今こうして無事に成人を迎えられるまで私たちを支えてくださったすべての方々への感謝の気持ちを忘れず、日々全力で前進することを誓い、新成人の抱負とさせていただきます。

馬籠優輔さん（朝日中卒）

私たちは20歳という歳を迎え、今年度から自由に自分の人生を自分で作り上げていけるようになりました。新しく開けたこの世界に胸を躍らせています。

皆さんは成人を迎えることをどのように感じているでしょうか。これまでに立てた自分の目標や夢に向かって努力をしていることと思います。新成人となり、私たちはこれから数十年の間に、新しい考えを生み出し、それを形にして社会に貢献していかなければなりません。その道のりでは必ず困難や苦境に立たされることがあると思います。しかし、そこで諦めず、自分に何ができるかを考え、強く逞しく生きていくことが新成人としての責務と思っております。

今日、こうして成人を迎えられたのは、両親はもちろん、お世話になった先生方、地域の方々が安心して生活できる環境を与えてくださったおかげです。年を経るごとにそのありがたさを感じています。深く感謝申し上げます。皆さまへの感謝を胸に、悔いのない人生を送り、そして人の役に立つ社会人となることを誓い、新成人の抱負とさせていただきます。

刈谷安瑶馨さん（竹来中卒）

昨年は大変な一年となりました。新型コロナという未知のウイルスに直面し、先の見えない不安を抱えながら、私たちは20歳という人生の節目を迎えました。今まで当たり前だと思っていた日常は「当たり前ではない、かけがえのないもの」だったのだと改めて感じています。私の好きな中島みゆきさんの倒木の敗者復活戦という曲にこのような歌詞があります。「望みの糸は切れても救いの糸は切れない」社会が苦境の中、救いの糸を差し伸べられていた私たちが、今度は日本のために救いの糸を差し伸べる番です。今生きていることを慈しみ、希望と責任を胸に、大人の一員として人生を歩んでいきたいと思います。

最後になりましたが、我々がこのように無事に成人を迎えることができたのも、両親や先生方、阿見町の地域の皆さまのおかげです。その恩を忘れず、日々精進していくことを誓って、新成人の抱負とさせていただきます。

協力者紹介：成人式典は中止となりましたが、準備にご協力いただいた成人の皆さんをご紹介します（敬称略）

阿見中学校：▼浅野慧樹▼池延彩希▼大橋陵▼勝身恵人▼小松原樹▼佐藤春菜▼髙橋昂介▼竹垣結菜▼宮本藍奈▼望月湊斗▼山野美樹

朝日中学校：▼荒井優花▼佐藤芳則▼清水美咲▼髙橋栞▼冨田康平▼長谷川綾香

竹来中学校：▼石沢みなみ▼高田風花▼平野要

行政改革にご理解をお願いします

外部評価を実施しました

問い合わせ　財政課☎888-1111（221・719）

町では、簡素で効率的な行政運営を推進するため「阿見町行政改革大綱」を策定し、これまでも事務事業の見直しや人件費削減などの改革に取り組んできました。

一方で、その時代の町民ニーズに応じてサービスを拡充してきており、現在は第6次総合計画に基づく定住促進を図るための施策や、町民の皆さまの安心の実感を高めるための施策を進めています。

今後もその時代の町民ニーズに応えていき、一方でさらなる少子高齢化や公共施設の老朽化に対応していくためには、財源の確保を図るとともに、限られた財源の中で選択と集中を図っていかなくてはなりません。

そこで、令和2年度は行政改革推進委員会において町が支出する補助金に対して外部評価を行いました。現在、町内部で改善の検討を進めているところです。

外部評価は来年度以降も実施する予定です。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

▼サービスの拡充と行政改革

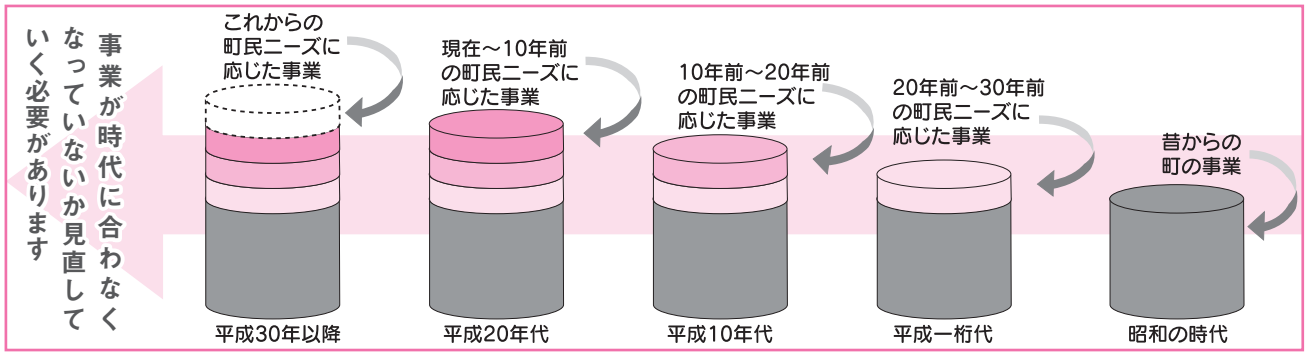

■外部評価の結果

※事業の方向性として、▼**継続**▼**条件付きで継続**▼**廃止**のいずれかで評価がされました。また、付帯意見が挙げられていますので、合わせて掲載します（付帯意見は要約しています）。

▼**町国際交流協会補助金**

『条件付きで継続』＝新たなニーズの発掘や町民へのPRを含めて、魅力ある事業展開をするため、運営方法や取組方法等の改革を行っていくべき

▼**町母子寡婦福祉会補助金**

『条件付きで継続』＝新たなニーズを発掘し、会員以外も含めたニーズに合った事業を展開していくべき

▼**町交通対策協議会補助金**

『継続』＝継続的な活動だけでなく、創意工夫や見直しを行い、より良い安全なまちづくりのために勤しんでいくべき

▼**ふれあい地区館交付金**

『継続』＝交付金の基準を見直し、参加者の固定化や若年層の参加者が少ないといった状況を改善するため、事業の見直しや情報発信について再検討すべき

▼**消防団運営補助金**

『継続』＝団員確保に向けた取組みについて検討し、消防団経費を精査し、補助金の基準を見直すべき

▼**町商工会補助金**

『条件付きで継続』＝事業の改変、イベントや町民へのPR等を工夫していき、新規の開業支援の充実を図っていくべき

▼**中学生海外派遣引率者交付金・事業補助金**

『条件付きで継続』＝目的・成果を整理したうえで次世代を担う子供たちのために積極的な見直しを図っていき、補助基準の見直しをすべき

■町の対応方針

現在、町の内部組織である『行政改革推進本部』が中心となり、外部評価の結果と付帯意見を踏まえ、事業のあり方や方針を検討しています。

※必ずしも外部評価の結果がそのまま町の方針となるものではありません

●町の行政改革に関するご意見やご提案がありましたら、メール・ファクシミリ・お手紙などでお寄せください

町民憲章 町の花・木・鳥

町民活動課　☎888-1111（272）

町民憲章とは

町民憲章ならびに町の花・木・鳥は、町民からの公募をもとに、「阿見町民憲章・町の花・木・鳥制定委員会」で協議を行ない、昭和60（1985）年11月1日に制定されました。

町民憲章とは、町民全員の意思によって、「考え、つくり、実行し育てていく」もので、町民が生活するための約束ごとです。わたくしたちが住む郷土を愛し、誇りと責任をもって、明るく、豊かで、住みよい、そして、人間性あふれる魅力ある町にするため、日常生活のなかで、みんなで守り、努力していく町民の共通目標となります。

町 民 憲 章

わたくしたちは、阿見町民であることに誇りと責任をもち、健康で、やすらぎと活力のある、住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、水と緑の美しい町をつくりましょう

町民一人ひとりが、自然と生活のつながりを認識し、自然に親しみ、美しい自然を後世に残すことを目標とします。

1. 知性と教養を高め、文化の香り高い町をつくりましょう

知性を磨き、教養を高め、進んで文化活動に参加し、豊かな心を育てることを目標とします。

1. 働くことに喜びをもち、豊かな町をつくりましょう

心身共に健康で働き、生産を高め、豊かで住みよい町づくりを目標とします。

1. 自らきまりを守り、力をあわせ、明るい町をつくりましょう

社会のきまりを守ることは、当然の義務として果たし、お互いに信頼し協力し合う気持ちで、秩序ある明るい町づくりを目標とします。

1. 思いやりと感謝の心で、あたたかい町をつくりましょう

人と人との結びつきを大切にし、お互いに深い思いやりと感謝の心をもち、どんな小さいことでも助けあう心で、温かい町づくりを目標とします。

町の花・木・鳥とは

町の花・木・鳥は、自然愛護への意識をより高め、人の心を和ませてくれる花を愛し、郷土の樹木を守り育て、野鳥に親しみ、心身ともに健全で潤いのある人間性を育む目的と町のシンボルです。

●町の花『キク』

●町の木『サクラ』

●町の鳥『ウグイス』

マイナンバーカード を作ってみよう！

町民課☎888-1111（122・705）

現在、国が１月から３月にかけ、マイナンバーカードＱＲコード付き交付申請書を順次発送しています。

今年３月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになり、さらに便利になります（利用できる開始時期は、医療機関・薬局ごとに異なります）。これまでも、マイナンバーカードを持っていると、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機で「住民票の写し、印鑑登録証明書の取得」ができたり、「オンライン上で行政手続きができる」などの便利な機能がありました。加えて、健康保険証としての利用が始まると、就職・転職・引っ越しなどをしても、新しい保険者に届け出をした上で、引き続き、健康保険証として使うことができます。

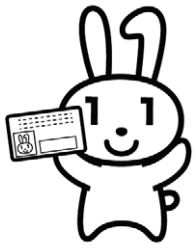

この機会に、マイナンバーカードを作ってみませんか？

送付対象者および送付方法

マイナンバーカード未取得者のうち、交付申請を行っていない人

ただし、次の人はマイナンバーカードＱＲコード付き交付申請書の送付対象外となります。

▼令和２年10月31日時点で75歳以上の人（後期高齢者医療広域連合において、別途、被保険者証の更新時におけるマイナンバーカード取得に係る申請書類等の送付を検討中です）

▼乳児、国外転入者等、令和２年中に出生、転入等により、ＱＲコード付き申請書が添付された「個人番号通知書」または「通知カード」が送付された人

※送付対象外の人でも、本人または同一世帯人の申請により、町民課窓口やうずら出張所で交付申請書を取得できます。運転免許証やパスポート等の本人確認書類をお持ちください。

地方公共団体情報システム機構から対象者に、個人単位・普通郵便・転送不要郵便で送付されます。

マイナンバーカードの申請方法と受取り

送付された申請書を使い、郵送またはインターネット等で申請が可能ですので、ご希望の申請方法でご申請ください。申請後、内容等に不備が無ければ概ね１か月半でカードが出来上がりますが、交付件数の増加により、さらに時間がかかる可能性がありますのでご了承ください。

カードの受取りは、交付通知はがきに記載されている必要書類を確認し、ご本人がお越しください。15歳未満の人または成年被後見人の人の受取りについても、カードを受取るご本人と法定代理人の人にお越しいただく必要がございます。また、平日にカードの受取りが難しい人は、町民課までご相談ください。

❶申請から約１か月半後、交付通知はがきが自宅に届きます

❷申請者本人が、次の方法で受け取ってください

時間：平日　午前８時30分～午後５時15分

場所：阿見町役場町民課窓口、うずら出張所

※交付場所や必要書類は、交付通知はがきでご確認ください

避難所開設訓練
朝日中学校での防災教育
を実施しました

防災危機管理課☎888-1111（277）

避難所開設訓練

令和２年 11 月 14 日(土)、本郷ふれあいセンターにて避難所開設訓練を実施しました。

防災アドバイザー、本郷ふれあいセンター近隣の各区長･民生委員児童委員、町消防団第７･８分団の皆さんが参加されました。訓練では感染症に関する講義や実際に避難所で使用するテント･ベッドの設営を行いました。

※避難所開設訓練に関する記事は「広報あみ 12 月号お知らせ版」の表紙にも掲載されています

避難所における感染症対策講義

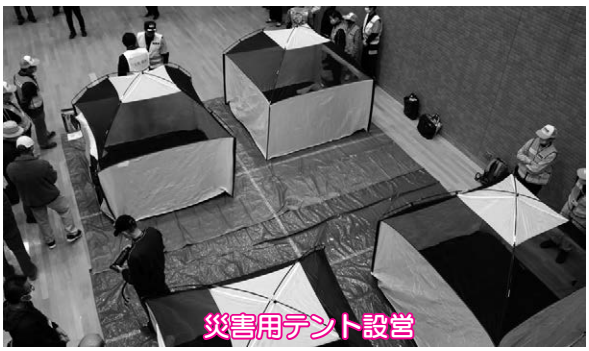
災害用テント設営

朝日中学校 防災教育

令和２年 11 月 25 日(水)･26 日(木)、朝日中学校にて防災教育を実施しました。

朝日中学校第一学年の総合的な学習の一環として行われ、町防災危機管理課職員が講師として参加しました。

防災教育では主に体験活動を実施し、実際に避難所で使用されるテント･段ボールベッド、エアベッドの設営を行ったほか、防災倉庫に保管されている備蓄品を実際に使用しました。

段ボールベッド設営

災害用テント設営

エアベッド設営

簡易トイレ組み立て

県民交通災害共済

小さな備えで
たしかな安心。

全加入者の共済期間が
令和3年3月31日で終了します。
継続加入手続きはお早めに！

**2月1日から
令和3年度の
加入受付開始**

問い合わせ　生活環境課☎888－1111（253・254）

県民交通災害共済は、県内在住者を対象とした、交通事故災害の救済制度です。加入者には日本国内で生じた交通事故災害に対して、見舞金を給付します。

会費・見舞金等

●**会費（1年間）**：▼大人：900円▼中学生以下（4月1日現在）：500円

●**見舞金**：▼死亡：100万円▼最高傷害：30万円▼身障見舞金：50万円

申し込み方法等

所定の申込書に記入のうえ、会費を添えて役場2階生活環境課またはうずら出張所に申し込む。

令和3年度の加入受付は、2月1日から開始します。共済期間は4月1日（4月1日以降申し込みの場合は、申し込み日の翌日から適用になります）から令和4年3月31日までです。また、一部の行政区で行われていた区長または班長による対面での加入手続きを取りやめ、今年度については更新者への加入案内の郵送および休日の加入手続きの場所を追加する対応となりました。詳細は別添回覧でお知らせします。

対象になる事故

共済期間中の▼日本国内の道路上を運行中の自動車・バイク・自転車等の接触・衝突・転落・転覆などの事故による人の死傷▼踏切道における電車等との接触・衝突の事故による人の死傷が対象です。

給付できない場合

●**共済見舞金の全部**：▼会員または見舞金受取人の故意による事故▼会員が無免許・酒気帯び運転中に生じた事故またはその事実を承知で同乗していた事故▼地震・洪水・暴風・そのほかの天災で生じた事故

●**共済見舞金の全部または一部**：▼正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき▼会員または見舞金受取人の重大な過失による事故▼そのほか法令に違反し組合長が不適当と認める事故

請求手続き等

●**共済見舞金の請求方法**：次の❶～❺の書類と印鑑を持参のうえ役場2階生活環境課に請求する。❶**会員証**❷**運転免許証**（免許の必要な車両を運転中の事故のとき）❸**交通事故証明書**（自動車安全運転センター所長発行のもの）※この証明書がない場合は、指定の証明書類により9等級（3万円）までの制限支給になります❹**診断書**（医師の診断書・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術証明書が必要。見込み診断書不可）※同日に2か所以上の治療機関に通院しているときは、1日として計算❺**委任状**（請求人（未成年の場合親権者）以外の人が請求するとき）

●**請求期間**：事故発生日の翌日から2年以内

●**身障見舞金とは**：共済期間中の交通事故による傷害が原因で、その後1級または2級の身体障害者となったときは、共済見舞金とは別に、身障見舞金として50万円が支払われます

令和3年4月

阿見町シルバー人材センターは設立30周年を迎えます！

高齢福祉課☎888-1111（142）

阿見町シルバー人材センターとは

阿見町シルバー人材センターは、法律に基づき平成３年４月に設立し、町総合保健福祉会館の別館に事務所を設け、企業や家庭、公共団体などから臨時的、短期的または軽易な仕事を引き受けます。「自主･自立、共働･共助」を理念とし、地域の高年齢者に働く機会と生きがいを提供しています。令和３年１月１日現在、343人の会員が、サポーター（賛助会員30事業所）とともに活動をし、地域社会の発展と活性化に貢献しています。

こんな仕事をしています

一般家庭では

▼植木の手入れ▼草刈り･草取り▼襖･障子貼り･網戸張替え▼農作業▼大工作業▼花の水やり▼電球交換▼独自事業（人形制作販売）▼空き家見守りサービス（町ふるさと応援寄附返礼品）など

企業、公共団体では

▼植木の手入れ▼草刈り▼受付▼オペレーター▼文書配達▼清掃▼不法投棄回収▼給食運搬▼違反広告物撤去▼駐車場案内▼灯油販売補助▼切り花補助▼部品の入出庫▼カート回収▼部品や商品包装▼倉庫内整理▼内職▼洗車▼イベント準備･片付けなど

会員募集中!!

高年齢者の皆さん、あなたの知識や経験、技能を地域のなかで役立ててみませんか？
※下記❶～❼のすべてに該当する人が対象です

❶町にお住まいでおおむね60歳以上
❷健康で働くことを通し、社会参加することに意欲がある
❸副収入を得る程度の仕事を考えている
❹シルバーの理念に賛同し、会員相互に協力し助け合い就業できる
❺入会説明会を受講しシルバーの趣旨、目的を理解した（入会承認制）
❻年会費（2,000円）を納入していただける
❼ボランティア活動に参加していただける

「生涯現役」いつまでも元気で働いていたい！

会員の一人は、健康に過ごす秘訣として「きょうよう」、「きょういく」、「ちょきん」を実践しています。意味は、「今日、する用事がある」、「今日、行くところがある」、「お金も大事だけれど、元気な体のために筋力を貯めること」です。これを実践していくことで「生涯現役」を目指しています。

会員たちは、現役時代より肉体的な衰えはありますが、経験や知恵があること、また、働くことで規則正しい生活になり、健康維持にも一役買っていることなどが言えます。

シルバー会員は、コロナ禍のなかでも一人ひとりが「安全就業」を最優先し、防止策を講じながら、明るく元気に頑張っています！　まだ入会を躊躇されている町内の高年齢者の皆さん、入会説明会に一度参加してみませんか？

「見せましょう、高年齢者の底ヂカラ」を！

問公益社団法人阿見町シルバー人材センター事務局
※受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土･日･祝日を除く）☎888-2036 FAX840-2486
HPhttps://webc.sjc.ne.jp/ami/ Eami@sjc.ne.jp

国保・後期高齢者医療制度の被保険者が交通事故など第三者の行為による負傷にあったときは

必ず届け出を！

国保年金課国保係・後期高齢医療福祉係☎888-1111（131～135）

交通事故やけんかなど第三者の行為による負傷で治療を受けたときの医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。しかし、届出をすることにより、国保や後期高齢者医療制度を使って治療を受けることができます。

■医療費は加害者が負担

交通事故など第三者の行為による負傷は、原則として加害者に責任があります。このため、国保・後期高齢者医療制度が負担した医療費は、後日加害者に請求することになります。

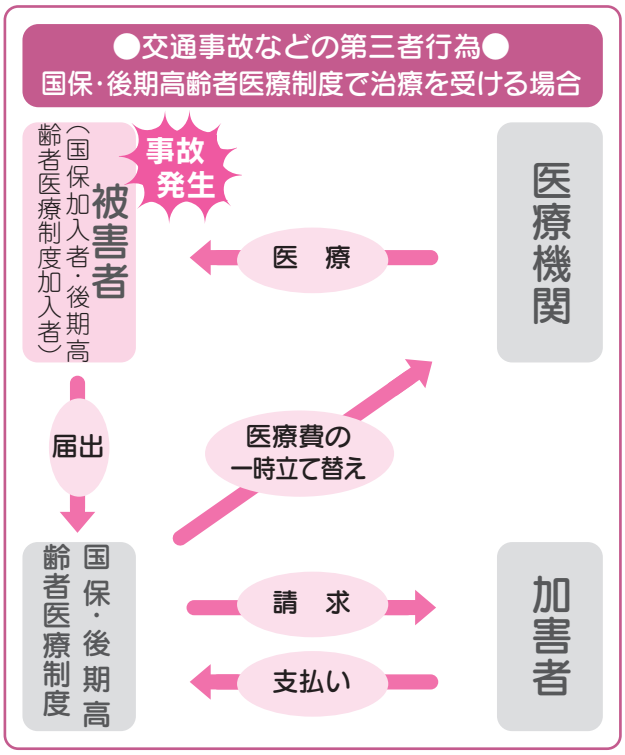

この請求を適正に行うためにも、第三者の行為による負傷において国保・後期高齢者医療制度で治療を受けるときは、必ず国保年金課へ届け出をしてください。

※国保加入者は、治療の際に医療機関（整骨院等を含む）の窓口で、第三者行為届出済証明書の提示が必要です

■第三者の行為に該当する場合とは？

次のケースで保険診療を希望するときは、国保年金課へ『第三者行為による傷病届』の届出が必要となります。▼交通事故にあったとき▼けんかに巻き込まれたとき▼他人のペットに咬まれたとき―などです。

■交通事故にあったときは？

❶警察に届け出る

交通事故にあったら速やかに警察に届け出て、自動車安全運転センターから『交通事故証明書』を発行してもらいます。

❷国保年金課窓口に届け出る

▼印鑑▼健康保険証▼交通事故証明書（後日でも可）▼運転免許証（車・バイクなどの場合）―を持参して、国保年金課の窓口へ届け出をしてください。

※相手のいない自損事故の場合も、必ず届け出をしてください

■交通事故にあったときの注意点

●事故の相手を確認する

お互いの連絡先・車のナンバー・運転免許証（住所・氏名など）・加入している保険会社などを確認します。

●医師の診察を受ける

事故直後はショックで痛みを感じなくても、負傷している場合があります。また、損害賠償請求には多くの場合、診断書や医療機関の領収証が必要となります。

■示談を結ぶ前に届け出・手続きを

国保年金課に届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、国保・後期高齢者医療制度が使えなくなることがあります。

示談を結ぶ前に必ず国保年金課にご相談のうえ、必要な届け出・手続きをしてください。

■こんなとき国保や後期高齢者医療制度は使える？

Q交通事故加害者としてケガをした場合は？

A届出をすれば使えます

ただし、飲酒運転や無免許運転などの故意の犯罪行為だった場合は、給付制限に該当し、医療費は全額自己負担となります

Q仕事中や通勤途中での事故は？

A労災保険が優先適用されます

業務中や通勤途中の事故によるケガは、労災保険で治療を受けるのが原則です

国民年金は、まず届出から

国民年金

結婚や就職・転職・退職などにより国民年金の加入の仕方が変わることがあり、その都度届出が必要になります。届出を忘れると、将来受け取る年金額が減額されたり、受け取れなくなる場合もあります。届出は、忘れずに行いましょう。

国保年金課国民年金係☎888-1111（136・137）

届出が必要なとき			種別（※）	届出先
第1号被保険者	20歳になった（厚生年金・共済組合の加入者を除く）		第1号	国保年金課
	会社・役所などに就職した	厚生年金に加入	第1号→第2号	勤務先
		共済組合に加入		
	任意加入する		任意加入被保険者	国保年金課
	海外に転出する人が引き続き国民年金に加入する		第1号→任意加入	国内に親族がいる　…最終住所地の市町村 いない…最終住所地を管轄する年金事務所
	保険料を納めるのが困難		第1号	国保年金課
	保険料を口座振替で納めたい		第1号	金融機関・年金事務所
	年金手帳をなくした		第1号	国保年金課・年金事務所
第2号被保険者	会社・役所などを退職した	本人	第2号→第1号	国保年金課
		扶養されている配偶者	第3号→第1号	
	会社などを退職し、配偶者（第2号被保険者）の扶養になる		第2号→第3号	配偶者の勤務先
	住所・氏名が変わった		第2号	勤務先
	年金手帳をなくした		第2号	勤務先
第3号被保険者	20歳になった		第3号	配偶者の勤務先
	会社・役所などに就職した	厚生年金に加入	第3号→第2号	勤務先
		共済組合に加入		
	配偶者が会社を変わった（加入制度が変わらない場合を除く）		第3号	配偶者の新しい勤務先
	配偶者（第2号被保険者）に扶養されるようになった		第1号→第3号 第2号→第3号	配偶者の勤務先
	収入増・離婚で配偶者の扶養から外れた		第3号→第1号	国保年金課
	住所・氏名が変わった		第3号	配偶者の勤務先
	年金手帳をなくした		第3号	年金事務所

※種別：▼**第1号被保険者**：自営業者・農林漁業従事者・学生・無職の人など　▼**第2号被保険者**：会社員・公務員
▼**第3号被保険者**：第2号被保険者に扶養されている配偶者

国民年金保険料の納付は、口座振替がお得です！

2年前納（4月～翌々年3月分）、1年前納（4月～翌年3月分）、半年前納（4月～9月分）の口座振替の申し込みは、2月末日まで（半年前納10月～翌年3月分は8月末日まで）に、各金融機関の窓口または年金事務所において手続きしてください。

※当月分を当月末に振り替え（50円割引）の早割制度は、随時受付しています

●**問い合わせ**　土浦年金事務所☎825-1170

町食生活改善推進協議会だより

町食生活改善推進員は、『私達の健康は私達の手で』を活動の合言葉に、町内の各地区で望ましい食生活について普及活動を行っているボランティア団体です。昨年は、新型コロナウィルスの影響で8月まで活動が中止となりましたが、9月、10月、11月と研修会が開催されました。9月の研修会では、免疫力アップの内容について学びました。今回は、研修会で学んだ内容についてお伝えします。

食生活改善推進協議会シンボルマーク

町食生活改善推進協議会事務局（健康づくり課内）☎888-2940

毎日の食事で免疫力をアップしましょう！

❶バランスのよい食事が基本です

▼主食：ごはん・パン・麺類など
▼主菜：魚・肉・卵・大豆製品
▼副菜：野菜・きのこ・海藻
▼その他：牛乳・乳製品・果物

※１食の中に「主食」「主菜」「副菜」をそろえるとバランスがよくなります。

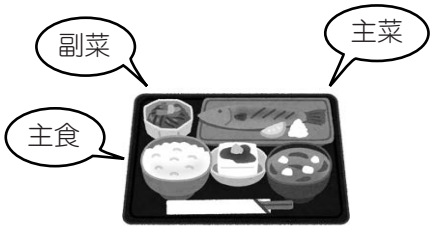

▲感染症対策を行って研修会を開催

❷腸を元気にする発酵食品（ヨーグルト・納豆・キムチなど）をとりましょう

❸不足しがちな野菜類、きのこ類を積極的にとり入れましょう

食物繊維は、腸の働きをよくし、さまざまな病気の予防効果があります

免疫力を高める食事『豚肉のヨーグルトみそ焼き』

▼材料（4人分）

Ⓐ
- **豚肉（生姜焼き用）**：280g
- **みそ**：大さじ2と4分の1
- **ねり辛子**：小さじ3分の2
- **白いりごま**：小さじ1
- **ギリシャヨーグルト（無糖）**：200g

オクラ：8本
なす：2本
しめじ：80g
ミニトマト：8個
ごま油：大さじ3分の2

▼作り方

❶ポリ袋にAと豚肉を入れ、軽くもんで漬け込む。ポリ袋の口を閉めて、30分ほど寝かせる。
❷オクラは塩もみをしてケバケバをとってから熱湯でゆでて冷水にさらす。なすは輪切りにする。しめじは、食べやすいサイズに割いておく。ミニトマトは洗っておく。
❸フライパンにごま油を敷いて、漬け込んだ豚肉を調味料ごと弱火でじっくり焼く
❹なすとしめじは、グリルで焼き、火を通す
❺皿に豚肉をのせ、野菜を添える

1人分の栄養価

▼エネルギー 284kcal ▼蛋白質 17.8 g ▼脂質 17.5 g ▼食塩相当量 1.1 g

食改活動の紹介

食育の大切さを子どもたちに知ってもらうために、町内の保育所に食育のリーフレットを配布しました。いばらきの食育のあいことば「おいしいな」をチェックしてみましょう。毎月19日は「食育の日」です。

※食育とは、元気に健康に過ごすために食事の知識をつけたり、実践していくことです。

㋐ おはよう、ごはんを食べましょう
㋑ いただきます、ごちそうさまをいいましょう
㋒ しっかり野菜を食べましょう
㋑ いばらきの食べ物を味わいましょう
㋓ なかよくみんなで食事を楽しみましょう

▲子育て広場に参加された親子との交流

たけのこほっぺちゃん

あみろん

ヤーコン こんちゃん

多面的機能支払交付金のご案内

本事業では、農地の持つ「国土の保全」「洪水抑制」「地下水涵養」「文化の伝承」「景観の形成」「生態系の保全」といったさまざまな機能を発揮させることを目的とし、地域の皆さんに地域資源の維持・管理をしていただきその活動に要した資材費や、活動へ参加していただいた皆さんへの日当等の費用について支援をしています。

農業振興課☎888-1111（183）

農地維持支払交付金

活動内容
農地法面の草刈り・水路の泥上げ・施設の点検など

活動組織
▼農業者のみで構成される活動組織
▼農業者およびその他の者（地域住民・団体など）で構成される活動組織

資源向上支払交付金

活動内容
施設の軽微な補修・水質調査・植栽活動など

活動組織
▼農業者およびその他の者（地域住民・団体など）で構成される活動組織

活動の様子（小池地区環境保全活動組織）

水門の点検

農地法面草刈り

水路の泥上げ

活動組織	面積（a）
掛馬・島津環境組織	9,473
上条環境保全組合	3,357
君島環境保全組合	2,814
塙環境保全組合	1,952
大形環境保全組合	843
追原環境保全組合	3,218
竹来保全会	746
飯倉環境保全組合	1,805
下吉原地区環境保全活動組織	1,643
福田地区環境保全組合	4,756
上長地区環境保全活動組織	2,391
西方地区環境保全組合	1,206
上郷地区環境保全活動組織	3,466
小池地区環境保全活動組織	2,878

▼問合せ
農業振興課☎ 888-1111（183）
※平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

予科練平和記念館☎891－3344　開館時間：月曜日を除く午前９時～午後５時

「海軍飛行予備学生・生徒❷」

土浦海軍航空隊の予備学生（当館蔵）

前号から、予科練習生と同じように霞ヶ浦海軍航空隊（現茨城大学農学部一帯）や土浦海軍航空隊（現陸上自衛隊武器学校一帯）で訓練に明け暮れた「海軍飛行予備学生・生徒」についてシリーズでお伝えしています。

「海軍飛行予備学生・生徒」とは、昭和初期の軍備拡大に伴い、従来の養成方法では不足してしまう海軍幹部を確保するため、旧制大学卒業で満 26 歳未満の者（海軍飛行予備学生：以下予備学生）または大学予科、高等学校、専門学校卒業生で満 24 歳未満の者（海軍飛行予備生徒：以下予備生徒）を試験で選抜し、約 1 年の訓練で少尉に任官させるという制度です。つまり、予科練出身者など戦力の中核となる人たちを指揮する立場の人材を短期間で育成するための制度でした。終戦までに約 15,000 人が入隊し、約 2,400 人が亡くなられていますが、このうち約 25％が特攻作戦にて戦死という、まさに最前線で命を懸けて戦われた若者たちです。

予科練習生たちと同じように、予備学生や生徒も入隊後は霞ヶ浦海軍航空隊や土浦海軍航空隊等の練習航空隊で基礎訓練を行いました。日課は、夏期だと午前 5 時 15 分起床、夜 9 時半の消灯まで分刻みのスケジュールが組まれており、午前中は主として航空工学や航海術、気象学等の座学、午後はモールス信号や手旗訓練、陸戦、相撲、棒倒し（チームに分かれて力ずくで相手が守る棒を倒す競技。現在も防衛大学校などで行われています）等で体を鍛えます。同時に「スマートで、目先が利いて、几帳面、負けじ魂、これぞ船乗り」という、海軍軍人として、また多くの若い予科練出身者たちを率いる指揮官としての素養も叩き込まれました。おおむね 4 か月という短期間の基礎訓練を経て、学問が本分で自由を謳歌していた青年たちが軍人となっていくわけですので、どれほど厳しい訓練だったかは想像するに余りあります。

土浦海軍航空隊では、花室川を挟んで現在の武器学校側が主に予科練習生、対岸の霞ヶ浦高校側が主に予備学生・生徒の訓練スペースでしたので、意外なことに両者はあまり交流がなかったようです。しかし、同じ航空隊で軍人としての第一歩を踏み出した者同士、実戦部隊で再会した時には同窓生として強い絆が生まれていたかもしれません。

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいつくり
住まいのことなら 美都住建へ
【注文住宅】長期優良住宅 高耐震住宅
～ 自分らしい生活～ 介護住宅改修
○介護保険を上手に使おう
○手摺対策、バリアフリー
～ 健康・快適 住宅 ～ 抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家
●新築住宅に関する事は 美都住建 検索
建築業知事免許（般-29）第22375号
㈱美都住建
【本 社】阿見町実穀 1283-10 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら
住まいのことなら LIXILリフォームショップ
茨城県知事免許（5）第5548号
有限会社 美ミ都ッ和ワ
<住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など
<不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理
【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118
【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200

インフォメーション

お知らせ 役場での確定申告相談会に来庁される皆さんへ

今年度の確定申告相談会にお越しいただくにあたりまして、町民の皆さんには、左記に挙げました各種感染症対策へのご協力をお願いします。

▼**申告会場への入場時に検温を実施します**：37・5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りさせていただく場合があります。発熱等の症状がある人や体調のすぐれない人は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いします

▼**マスク着用・手指消毒のお願い**：会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口などで手指消毒をお願いします

▼**少人数での来場**：会場には、可能な限り申告される人おひとりでお越しください。介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しくださいますようお願いします。なお、確定申告相談会に関する内容につきましては、広報あみ1月号通常版（令和2年12月25日発行）をご確認ください。

問税務課☎８８８-１１１１（１５１）

お知らせ 重要なお知らせ❶・❷

❶医療費控除を適用される人へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※令和元年分の確定申告までは従来どおり領収書の添付または提示によることもできます

❷公的年金等を受給されている人へ：確定申告不要制度のお知らせ

公的年金等の収入金額の合計額が４００万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません（所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります）。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

所得税の還付を受ける場合は、2月15日以前でも申告を受け付けていますので、早めに申告をお願いします。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人は、この制度は適用されません。

問竜ケ崎税務署☎０２９７-６６-１３０３

町国際交流協会から

募集 『世界の文化を知ろう リトアニア編』開催

リトアニアの地理・休日・祝祭日・美食の数々を通じて、あなたをリトアニア発見の旅にお連れします。「森と湖の国」として知られるバルト3国のひとつ、リトアニアを旅してみませんか？

▼**期日** 2月21日(日)

▼**時間** 午前10時～正午

▼**場所** 本郷ふれあいセンター多目的ホール

▼**講師** ドルスカイテ・ギュドレさん（筑波大学大学院在籍 国際日本研究専攻２０１８年4月来日）

▼**対象** どなたでもご参加いただけます

▼**定員** 45人（定員で締切）

▼**参加料** ▼**会員**：無料 ▼**非会員**：２００円

▼**申込方法** 電話で左記に申し込む ※土・日・祝日を除く

問町国際交流協会☎８８８-１１１１（２９２）

稲敷地方広域市町村圏事務組合から

募集 令和3・4年度競争入札参加資格審査申請受付

5月1日～令和5年4月30日までに稲敷地方広域市町村圏事務組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入および役務提供その他に係る競争入札参加資格審査申請を受付ます。詳細は、左記ホームページをご覧ください。

▼**受付期間** 2月1日(月)～3月31日(水) ※土・日・祝日を除く

▼**申請方法** 原則、書留または簡易書留による郵送

問〒３０１-０８３７龍ケ崎市３５７１-１稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局管理課

☎０２９７-６４-３７４１

HPhttp://www.inashiki-kouiki.jp/

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中

問い合わせ　商工観光課☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）

＊全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

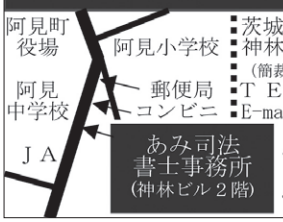

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目４番８号
神林ビル２０２号室　あみ司法書士事務所
（簡裁訴訟代理等関係業務認定）司法書士　塙一樹
ＴＥＬ　０２９－８０４－０３８２
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日 午前９：００～午後６：００）
・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

募集 収納課会計年度任用職員

▼**勤務期間** 令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）※契約更新あり
▼**勤務日時** 毎週月～金曜日午前9時～午後5時15分（7時間15分勤務）※祝日を除く
▼**勤務内容** 収納事務の補助（収納資料の整理・入力・電話応対など）
▼**時給** 939円（その他期末手当あり）
▼**募集人数** 1人
▼**応募条件** エクセルやワード等のパソコン操作ができる
▼**応募期間** 2月12日（金）まで ※土・日・祝日を除く
▼**応募方法** 履歴書（3か月以内撮影の写真貼付）を直接左記に提出する ※郵送不可
▼**選考方法** 書類選考・面接（日程は後日連絡）
問 収納課☎888-1111（157）

お知らせ 町シルバー人材センターから

●**入会説明会開催**
▼**期日** 2月9日（火）
▼**時間** 午前9時30分から1時間程度（5分前までに集合・要事前予約）
▼**場所** 町シルバー人材センター（総合保健福祉会館別館）
▼**対象** 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人（入会承認制）※特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

●**『マイホームのミニ営繕』引き受けます**
マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います
問（公社）町シルバー人材センター☎888-2036

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場『夜間飛行訓練』

ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。
▼**日時** 2月16日（火）～18日（木）、25日（木）、日没から約3時間以内（各機2時間基準）
問 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課☎842-1211（3420）

お知らせ 『チャリティ人形供養』開催

使わなくなってしまったお人形・ぬいぐるみなどをゴミに出せずに困っている人のために、人形供養を開催します。
▼**期日** 2月28日（日）
▼**時間** 午後2時から（受付：1時30分から）
▼**場所** 総合保健福祉会館『さわやかセンター』駐車場
▼**供養料** 1体1000円、2体以上2000円（目安です。お気持ちでいただきますので、強制ではありません。供養料は、町の社会福祉に役立たせていただきます）
▼**その他** 雨天決行。人形などは当日ご持参ください
問 阿見ライオンズクラブ菅野☎887-3608

募集 「難病のある人の就労支援研修会」開催

▼**期日** 2月12日（金）
▼**時間** 午後1時30分～4時
▼**場所** 県立医療大学講義棟1階大講義室111
▼**対象** ▼雇用事業者 ▼就労支援機関や行政機関の職員 ▼難病支援に関わる団体の関係者等
▼**定員** 100人程度
▼**応募方法** 県ホームページ（https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/nannbyousoudann.html）から参加申込書を入手し、必要事項を記入の上、2月5日（金）までに左記にファクシミリまたは電話で申し込む
▼**その他** 新型コロナウィルス感染症を考慮し、会場での参加のほか、Zoomによる配信も行います。詳細は左記にお問い合わせください
問 県難病相談支援センター（県立医療大学内）☎840-2838 FM840-2836

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売
高齢者向け住宅改修工事請負
株式会社 樹里 介護事業部
〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL:887-3421 FAX:887-3422
介護保険指定事業者番号 0873800502
当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。

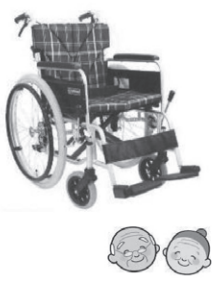

想い伝える贈りもの
サラダ館 阿見中央店
TEL:840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 樹里
TEL:887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。（通話料は無料です）

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●

▲二次元コード

スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp** 宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

●定例相談●

子育て相談
電話・来所相談　月～金曜日　午前９時～午後４時
場　　所　中郷保育所内
訪問相談　随時受付
問い合わせ　地域子育て支援センター☎ 891-2772

教育相談
日　　時　月～金曜日　午前９時～午後５時
場　　所　図書館となり
問い合わせ　教育相談センター（やすらぎの園）☎ 888-1225

心配ごと相談
日　　時　水曜日　午後１時～４時
弁護士相談　月１回午後１時～３時30分　※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場　　所　総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ　町社会福祉協議会☎ 887-0084

高齢者総合相談
日　　時　月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分
場　　所　町社会福祉協議会内
問い合わせ　町地域包括支援センター☎ 887-8124

消費者相談
日　　時　月～金曜日　午前９時～正午、午後１時～４時
場　　所　役場１階町消費生活センター
問い合わせ　町消費生活センター☎ 888-1871

交通事故相談
期　　日　月・水～金曜日（火曜日は閉庁）
時　　間　午前９時～正午、午後１時～４時45分
弁護士相談　第３水曜日　午後１時～４時　※要予約
場　　所　県土浦合同庁舎
問い合わせ　県南地方交通事故相談所☎ 823-1123

役場開庁時間（土・日・祝日・年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時15分
※日曜開庁あり（『広報あみ』お知らせ版参照）

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
阿見消防署 ☎ 887-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
上下水道課 ☎ 889-5151	町民活動センター ☎ 888-2051
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
中央公民館 ☎ 888-2526	消費生活センター ☎ 888-1871
君原公民館 ☎ 889-1363	町民ダイヤル（休日当番医・定例相談等のテレホンサービス）☎ 887-6600
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

●人口と世帯●

●**総人口**　48,059人　（＋ 74）　▽１月１日現在
●**男　性**　23,888人　（＋ 36）　▽常住人口ベース
●**女　性**　24,171人　（＋ 38）　▽（　）内は前月比
●**世帯数**　20,371世帯　（＋ 53）　▽総務課調べ

２月の納税等	３月の納税等
固定資産税（４期）	国民健康保険税（９期）
国民健康保険税（８期）	
後期高齢者医療保険料（８期）	
介護保険料（８期）	
納期限３月１日(月)	**納期限３月31日(水)**

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 12月（年累計）

阿見消防署管内調べ
出場件数　187件（2021）

急　　病	108件（1337）
交通事故	16件（ 164）
一般負傷	34件（ 288）
そ の 他	29件（ 232）
合　　計	187件（2021）

※救急車の適正な利用をお願いします

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼**公共施設**：役場１階正面玄関・ロビー、役場２階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼**その他の施設**：町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店